

相続が発生した！

相続発生後編_3 —遺産分割協議①—

2024.4.11

小川FP・行政書士事務所
あいちライフサイクルマネー
小川 佳宏

遺産分割協議の手続

万が一後、行政への手続はさっさと済ませて遺産分割協議しないと相続税申告できないのよね。



そうよ。ほとんどの場合、遺産分割協議が必要になると考えておいた方がいいわね。金融機関や、不動産、車の名義など何かと必要になるの。

家族だけでできるのかしら。形式とか、文章の書き方もわからないし。



行政書士などの専門家をいれながら進めるほうがいいんじゃない。進め方もわかるしアドバイスももらえるわよ。ただし、ご家族の間で誰かの肩を持つとか、交渉するとかはできないし、争いごとになってきたら途中で業務ができなくなるの。

へえ～、そういうものなの。できるだけ家族なんだから仲良く分割をしたいわね。自宅は私が住むとか、金融資産は等分にわけるとか。



道しるべとして、ご主人が遺言書を残しておいてくれたなら、それ通りに分割するのが、ご主人の想いも反映できるわ。



遺産分割手続の手続

皆がそれで同意すればいいわね。でも、お父さんの遺言に少し納得がいかない部分があったらどうするの？



いろいろ条件あるけど、遺言書の内容と異なる内容で合意することもできるのよ。その場合はもちろん、遺産分轄協議書も必要ね。

配偶者である私が自宅を相続したりすると何か税法上のお得な制度があると聞いたけど何それ？



小規模宅地の評価減といって330㎡まで評価額の80%まで評価を減らすことができるので税金が少なくなるし、もともと貴女には配偶者の税額軽減という制度もあるので、恐らくだけと税金かからないんじゃない。

あらそうなの。いずれにしても、家族で仲良く分割して協議書にしておくわ。



それがいいわ。揉めると調停とか審判とか裁判所がお出ましになるわよ。それは避けて有難くご主人の気持ちにそって分割するのが一番よ。私、FPと行政書士なので相談にのるわよ。



本日、是非、知っていただきたいこと

- ✓ 相続が発生して分割協議が終了するまで相続財産は共有になります。申告期限の10か月以内に分割と納税を済ませるようにしましょう。まともしないと家庭裁判所の調停や審判の手続になります。
- ✓ 遺産分割協議書は遺言のような厳格な様式はありませんが、一定の様式で専門家をいれて作成することがよいでしょう。分割の仕方の助言も得ることができます。金融機関など相続手続で必要になります。
- ✓ 分割方法は最大限、遺言者の考えを尊重することがよいのですが、条件を満たせば遺言書と異なる方法で分割もできます。

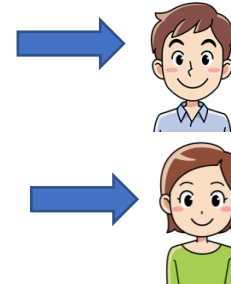
相続発生後、遺産分割協議まで ～共有～

遺産分割協議がまとまるまでは遺産は共有状態になります。



共有状態

相続人の共同管理
管理人を選任
・相続人の1人
・相続人以外の第三者



相続
発生



遺産分割が成立すると、相続の開始時に遡って効果が生じます。

- ・家賃、利息などは分割が終了するまでは相続財産にならず、相続間の共有状態
- ・家賃や利息は法定相続分に応じた所得になるので各相続人が所得税申告が必要になります。実際の申告は税理士に相談しましょう。

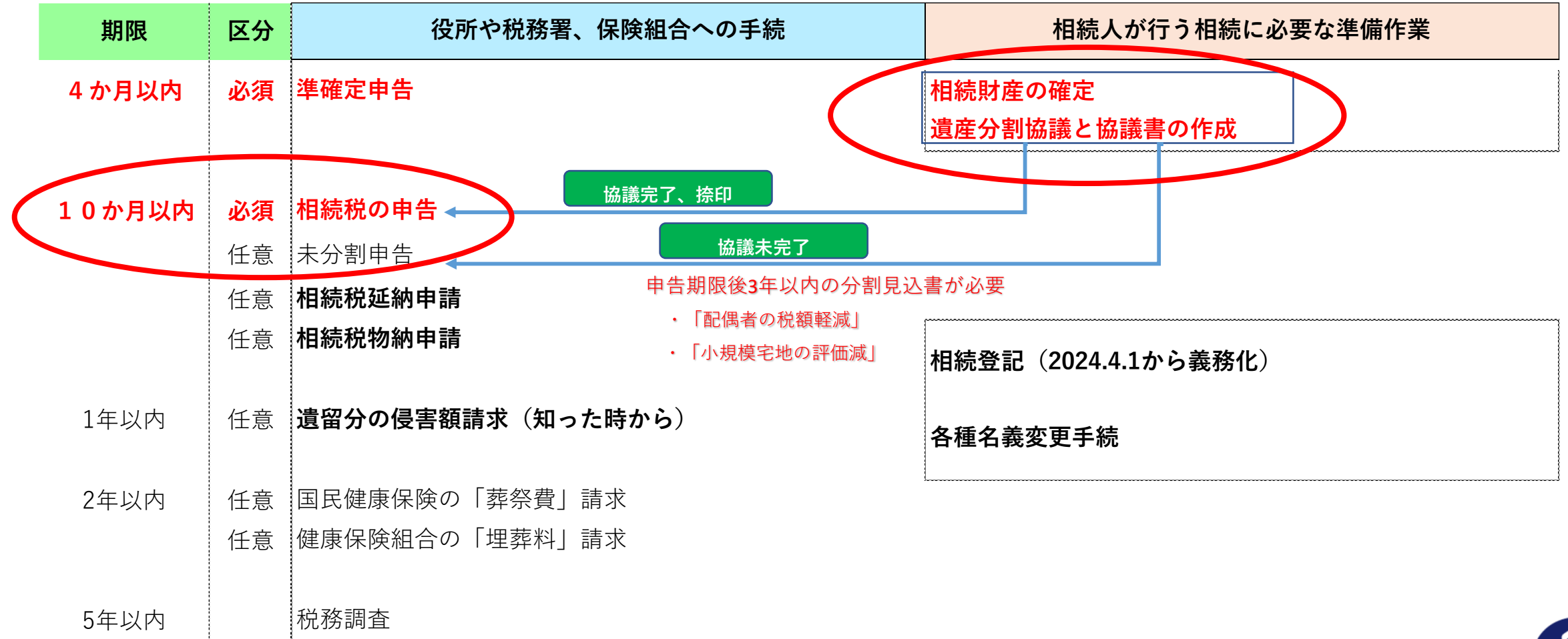
分割
終了

相続税
申告

個々の相続人の単独財産になる。
・家賃は、アパートを相続した人の所得、
・利息は預金を引き継いだ人の所得

遺産分割協議書 ～作成の時期～

遺産分割協議未了だと、「配偶者の税額軽減」「小規模宅地の評価減」が適用されないため納税資金が多く必要になります。その場合でも「申告期限後3年以内の分割見込書」を提出します。



遺産分割協議書

申告期限までに作成して公正証書にしておくことが望ましいでしょう。

- ◆遺産分割協議書とは、全ての相続人が参加した遺産分割協議において**合意にいたった内容を書面に取りまとめた文書**のことです。
- ◆遺産分割協議書を作成しない場合はまれでしょう。**ほとんどのケースで作成することが必要です。配偶者の税額軽減や小規模宅地の評価減の適用を受ける場合は必要になります。**

相続人	遺言書	遺産に預金、不動産等名義書き換えの必要なものがあるか	遺産分割協議書	
1名	有	有・無	不要	・相続人以外で 受遺者 がいる場合は、作成した方がよい。
1名	無	有・無	不要	
2名以上	有	無	不要（法定相続分で分ける場合）	・不動産でも法定相続分で分割すれば不要（共有登記） ・ 遺言書記載以外の財産がある場合は必要 ・遺言書が法的な要件を満たさない
2名以上	無	無	必要（法定相続分で分けても）	
<u>2名以上</u>	<u>有・無</u>	<u>有</u>	<u>必要</u>	<u>名義変更を伴うもの、法定分割割合以外で分割する場合は必須。</u> 7

遺産分割協議書が必要な理由

不動産の共有回避、相続税の特例をうける、金融機関名義変更が必要です。

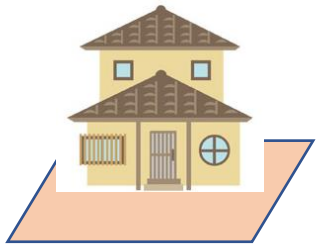
① 不動産の共有相続を避ける

法定相続通りに分ける場合、不動産がある場合は**共有登記**になってしまいます。不動産の共有は将来的に先の相続が発生した場合、相続人がどんどん増えることになるので争いの原因になりやすいでしょう。

② 相続税の特例の適用を受ける

小規模宅地の評価減

配偶者の税額軽減



330㎡80%軽減



配偶者

法定相続分が1.6億円の大
きい方まで非課税

協議

協議書

申告書

税務署

相続税がかからなくても必要です

10か月以内

③ 金融機関への届け出

遺産分割協議書がないと一般的に受け付けないので必須です。

遺言書と異なる遺産分割協議をしてよい場合の条件

遺言書の内容に納得できない場合、遺産分割協議書で変更することができる条件が4つあります。

遺言書
(①指定分割)



遺言書は最大限尊重されるべきですが、相続人が遺言書の指定以外で分けたい場合もあります。

遺産分割協議書
(②協議分割)

法定相続

条件1：被相続人が遺言書で遺産分割を禁止していないこと

条件2：相続人全員が遺言書の内容を知っている
+ 遺言書と違う遺産分割をすることに同意をしていること

条件3：相続人以外の方が受遺者である場合（つまり、被相続人が”遺贈”をする場合）、その受遺者が同意をしていること

条件4：遺言執行者がいる場合には遺言執行者の同意があること

遺産分割協議書 ～不調の場合の調停～

分割協議が不調の場合、調停、審判へと進みます。行政書士は紛争性を帯びる場合は業務を辞退をします。

遺産分割協議

↓ 不成立

家庭裁判所に申し立て(※)

遺産分割調停

裁判官、調停委員が双方の言い分を聞き、合理的な解決案を提案します

まず、調停調書に則り遺産分割が納得できるかどうか

できなければ、家裁の審判へ

※) 家裁窓口、webサイトから申立書入手、記入後提出、収入印紙1200円、連絡用郵便切手、戸籍謄本

	調停	審判
手続	簡単(弁護士不要)	煩雑(弁護士必要)
費用	安い(数千円～)	費用がかかる
時間	短い(数か月以内)	長い(何年もあり)
秘密	非公開、調停委員に守秘義務あり	裁判は原則、公開
効力	強い(調停調書)	強い(判決)

調停の種類	申立先	申立案件例
家事調停	家庭裁判所	遺産分割協議、離婚等家庭内の争い

業務範囲 ～当事務所で取扱相談範囲について～

● 個人のお客様のご相談

◆ ライフプランニング

お金の将来を見えるようにします

◆ 贈与・相続支援

ご家族の誰にもご納得いただけるようなプランニングをします

◆ 任意後見・家族信託

移行型任意後見契約や家族信託の利用をご支援します

● 各種セミナー

◆ 世代別セミナー

◆ テーマ別セミナー